

兵庫県公立大学法人兵庫県立大学
成果有体物取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、兵庫県公立大学法人兵庫県立大学知的財産取扱規程（平成25年法人規程第70号。以下「規程」という。）第9条の規定に基づき、教職員が大学において職務上創出した規程第2条（8）の成果有体物の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(成果有体物の届出)

第2条 規程第9条第2項の届出は、次に掲げる書類により、速やかに理事長に届け出るものとする。

(1) 成果有体物届（様式1）

(2) 成果有体物の概要を示した書類（様式2）

(3) 当該外部機関への提供に係る申請書

ア 譲渡の場合（様式3の1の1）。ただし、教育を目的とする場合は（様式3の1の2）により届け出るものとする。

イ 貸付の場合（様式3の2の1）。ただし、教育を目的とする場合は（様式3の2の2）により届け出るものとする。

(提供の可否の決定)

第3条 理事長は前条第1項の成果有体物届を受理したときは、規程第19条の知的財産委員会（以下「委員会」という。）の審査結果に基づき、成果有体物の提供の可否を決定する。なお、理事長は成果有体物の提供を決定した場合は、届出のあった教職員を経由して申請者に承認書（様式6）を交付する。

(学術・研究開発目的とする提供)

第4条 学術・研究を目的として成果有体物を外部機関に提供する場合は、当該外部機関との間で成果有体物の提供に関する契約（様式8及び9）を締結した後、当該成果有体物を無償で提供することができる。この場合において、法人は実費相当額として、当該提供に係る成果有体物の作製及び提供に必要な経費を徴収することができる。

(教育を目的とする提供)

第4条の2 教育を目的として成果有体物を外部機関に提供する場合は、当該成果有体物を無償で提供することができる。この場合において、法人は実費相当額として、当該提供に係る成果有体物の作製及び提供に必要な経費を徴収することができる。

(産業利用・収益事業等を目的とする提供)

第5条 産業利用・収益事業等を目的として成果有体物を外部機関に提供する場合及

び前条の目的以外の目的で成果有体物を提供する場合は、当該外部機関との間で成果有体物の提供に関する契約（様式8及び9）を締結した後、成果有体物を有償で提供することができる。

（成果有体物の受入時の契約）

第6条 成果有体物を第三者から受け入れる場合は、成果有体物の受入に関する契約等を締結するものとする。

（成果有体物の提供）

第7条 成果有体物の提供の判断に当たっては、次に掲げる事項に配慮するものとする。

- （1）提供する成果有体物が第三者の権利を侵害しないこと。
- （2）当該成果有体物の作製に関わった教職員及び学生等の研究及び教育に支障を生じさせないこと。

（管理）

第8条 成果有体物の管理は、大学の責任のもと、当該成果有体物の創作者の所属する部局（以下「管理者」という。）が行うものとする。

- 2 管理者は、成果有体物の管理状況等を台帳、データベース等で記録しなければならない。
- 3 教職員は、退職等により法人における身分を失った以降に、教職員であった期間中に創作した成果有体物を本学外で引き続き使用することを希望する場合は、理事長の承認を得なければならない。

（雑則）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年9月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年10月1日から施行する。